

公害等調整委員会告示第一号

徳山ダム関係鉱区禁止地域指定

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第二十三条第一項の規定により鉱区禁止地域を指定したので、同条第四項の規定により、次のとおり公示する。

平成十四年一月十日

公害等調整委員会委員長 川崎 義徳

- 一 指定番号 指定第二三八号
- 二 指定請求公示の年月日 昭和五四年九月二二日（公害等調整委員会公示第二〇号）及び平成一三年二月一日（公害等調整委員会公示第二号）
- 三 請求者名 建設大臣
- 四 地域の所在地 岐阜県揖斐郡藤橋村及び同県本巣郡根尾村地内
- 五 鉱物の名称 鉱業法（昭和二五年法律第二八九号）第三条に規定する鉱物全部
- 六 地域の境界の表示 第四項記載の地内の次の各境界点を番号順に結ぶ直線及び境界点第一三号と第一号とを結ぶ直線

境界点の 番号	位置		備 考
	X座標(・)メートル	Y座標(・)メートル	
1	三八、九二五	五九、六三六	表示の座標は、測量法（昭和二四年法律第一八八号）に基づく平面直角座標系による。
2	三五、五四六	六三、一一六	
3	三七、四九〇	六五、〇八五	
4	三五、九三六	六六、三一六	
5	三五、九五八	七〇、〇〇二	
6	三二、五六〇	六六、八五四	
7	二六、七二六	六九、九三八	
8	二八、二〇九	六四、五一〇	
9	三〇、九八三	六一、八四二	
10	三一、九七三	五九、一六七	
11	三四、〇九五	五八、一七九	
12	三六、四三六	五八、六七七	
13	三八、二二〇	五八、五六四	

七 地域図 指定地域は、次の図の境界線により囲まれた地域

八 地域の面積 七、二五四・九四ヘクタール

九 指定の理由

1 指定地域は、岐阜県揖斐郡藤橋村及び本巣郡根尾村地内にあり、木曾川水系揖斐川の上流に建設される徳山ダム、同貯水池及びそれらの周辺地域である。

指定地域において行われる徳山ダム建設事業は、堤高一六一・〇メートル、堤頂長四一五・〇メートルのロックフィルダムを建設し、これにより総貯水容量六億六、〇〇〇万立方メートル、有効貯水容量三億五、一四〇万立方メートルの貯水池を確保し、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び新規利水の確保（最大四二万四、〇〇〇キロワットの発電を含む。）を行おうとするものであり、民生の安定と産業の発展に寄与するところが大きい。

2 指定地域は、美濃越前山地に位置し、深いV字渓谷と急峻な斜面を有する一、〇〇メートル程度の山地より構成され、崩壊地形も多く、地滑りの危険性を内包している。

指定地域の地質は、美濃帯の中古生層が広く分布しており、粗粒砂岩を主体とし、砂岩泥岩互層、硅質泥岩、チャート等を含む北西側の左門岳ユニットと、輝緑凝灰岩、チャート等のブロック状の塊を含む南東側の舟伏山ユニットから成っている。

3 指定地域及びその周辺地域には、マンガン、石灰石・ドロマイト、石灰石・ドロマイト、石炭、水銀の鉱床がみられるものの、いずれも経済的な稼行対象となる規模、品位は有しておらず、具体的な開発可能性はないものと見込まれる。

指定地域には、マンガン鉱を主とする採掘権が一件設定されているほか、マンガンの試掘権が二件、石灰石・ドロマイトの試掘権が一件、金・銀その他の鉱物を目的とした試掘権が一件の合計一四件の鉱業出願がなされているが、現在、指定地域で稼行している鉱山はない。

4 前記の地形及び地質からみて、指定地域において鉱物の掘採をすると、鉱種のかんにかかわらず、土砂の崩落、漏水等により、ダム、貯水池等の保全に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

5 以上を総合すると、指定地域において鉱物を掘採することは、鉱種のいかんにかかわらず、徳山ダムの公益性と比較して適当でないと認められるので、この地域を鉱業法第三条に規定する鉱物全部について、鉱区禁止地域として指定する。